## 修繕積立金の 必要経費算入

ンション管理組合に支払 う修繕積立金は将来の大 規模修繕に備えた積立金で、 毎月管理費と一緒に支払いま す。

ンションが貸付用の場合、 名前が積立金とあります し、修繕費用の発生が将来の ことなので、一見必要経費に ならないのではないかと思わ れますが、管理組合への債務 確定年分に必要経費に算入し てよいことになっています。 前払費用などとしなくてもよ いということです。

こで一つ気をつけなくて └ はならないのは、中古マ ンションを購入した場合の、 売主が修繕積立金を滞納して いたときの取扱いについてで す。

物区分所有法の8条によ ると、その中古マンショ ンの買主にも滞納管理費・修 繕積立金負担義務が生ずるこ とになっています。もちろん、 管理費等を滞納した張本人は、 本来の債務者として支払義務 がありますが、中古マンショ ンの買主にも支払義務が法的 に発生するのです。

の区分所有法8条の効力 は競売の場合にも有効で す。担保されていた一般債権 は競売により消滅するのです が、滞納管理費・修繕積立金 については、競売により落札 した新しい所有者にも引き続 き責任を負わせます。

効について、平成16年4 月23日の最高裁判決はマ ンション管理組合が組合員で ある区分所有者に対して有す る管理費及び特別修繕費とし ての債権を5年間の短期消滅 時効に該当としましたので、 長期の未払いは最低でも5年 分につき責任が承継されます。

て、中古マンション取得 時に支払う滞納の管理 費・修繕積立金の必要経費性 についてですが、金額が多額 のケースが多く、これはその まま経費算人というわけには いきません。固定資産税等の 口割計算負担額と同じように 取得価額を構成します。

お、取得時ではなく使用 な 時の修繕積立金を必要経 費とせずに、前払費用などと していた場合には、管理組合 が実際に修繕したときの必要 経費にするか、或いは、その マンションを譲渡するような ときに不動産所得の金額の計 算上必要経費に算入します。 これについては国税審判所の 裁決例があります。

在 道 ま 送 6 0) 自 注 5 でに 6 所 H 0) 府 動 意 V. 県 有 車 が n 納付 税です 必 年 者 税 夏 7 要で ŧ は、 分 います 対 21 0 7 H 納 す L 1 来 小 0 Ħ 税 3 満 年 課 通 1 知 3  $\mathbb{H}$ 期 月 九 現

節 特 る + T 伴 す。 殊 5 1 3 Ħ 行 ル 扱 H 例 II \$ デ が Vi 費 年 風 から 10 蓝 薫 ウ る 1 あ 0) h h 時 快 60 1 ŧ す 期 滴 7 税 4 は 務 始 0 L



## 5月の税務メモ

10 H

31 Fl

## 税) - (国

- ○4月分源泉所得税の納付(特例適用 者を除く)
- ○特別農業所得者の承認申請
- )3月決算法人の確定申告
- 9 月決算法人の中間(予定)申告
- ○所得税確定申告の延納申請分の納付

## (地方税)

- ○4月分個人住民税特別徴収分の納付
- 16日
  - ○3月決算法人の確定申告 ○9月決算法人の中間(予定)申告
  - 4 ○鉱区税の納付
    - ○自動車税の納付

★法人税予定納税額が10万円以下は申告省略です。

そ 止 0 h 直 偉 な ٢ 普 大 か フランスの作家 な 诵 親 0 切 間 道 ح というべ 徳 か 友 を堅固に守る人こそ、 情 ح ナトール・フランス きで あ

7